

「実業の時代」と私立専門学校

—「大学」商科創設にみる私学の変容—

坂 根 治 美

1. 専門学校令の公布と私学の変容
2. 明治大学商学部と東京高等商業学校
3. 明治法律学校校友会の大学昇格運動
4. 「実業の時代」と明治大学校友実業会
5. まとめ

1. 専門学校令の公布と私学の変容

明治36（1903）年の「専門学校令」の公布によって、明治10年代から発展してきた私立の専門学校は直接準拠すべき独立の法規を初めて得ることとなったが、同令によって「専門学校」として法的に位置づけられた私学のうちには、当時すでに大学への昇格をめざし「専門学校」の枠組みを超えての発展の途上にあるものも存在していたというのが実状であった。事実、同令によって「専門学校」として認められる際に、あるいはそれ以前に既に大学名称を用いていた私学もみられたのである⁽¹⁾。

実際に私立の大学が法的に認められるのは大正7年の「大学令」を待たねばならなかったが、当時の私立専門学校を考える場合、こうした「大学」への名称上の変化は、学校の性格における変化と深い関わりを有している。永井は、こうして大学になりつつあった私学だけでなく、官学も含めての当時（大正初期にいたるまで）の高等教育機関の変化を、「大学の変容」として3点にまとめているが、以下がそれぞれの要点部分となろう。

- ①「日清・日露の戦争をへて日本の資本主義が拡大するにつれて、多くの私学が次第に商学科を重視し、争ってこの学科を新設した」
- ②「資本主義機構の拡充に対応して、私学だけではなく、かつては少数の知的エリートの生産にあたっていた官学もまた、技師、サラリーマン、官僚、学者をふくむ知的中堅層の生産を担当する機関となった（略）。（略）私学も官学も、少数のリーダーの生産機関であることをやめて、多数の中堅層を輩出する『就職準備機関』となった。」
- ③（日露戦後の日本の資本主義が直面した諸問題やロシア革命といった）「国外および国内の社会と、そしてそれに基づく思想の変化に、どのように対決するか。これが大学の新しい課題となった。」⁽²⁾

このような変化を経験しつつあった当時の高等教育機関にあって、私立専門学校は特に大きな変

動の中にあったと言つてよいと思われる。それは、私学であるということは、社会状況の変化のただ中にあって、自身の存立そのものを維持していかなくてはならないという大きな問題をかかえていたことを意味しているからである。

上にあげた①の変化の状況を、明治37年に早稲田大学が、明治42年に中央大学がそれぞれ商科をおいたことを例としてあげ、永井は次のようにとらえている。

（前略）かつての適応派と自由主義派とのいずれをとわず、新しい社会の体制に適応する姿勢を示すにいたった。こうして自由主義派の学校は、かつては日本に自由なブルジョア・デモクラシイを実現することを使命としていたにもかかわらず、いまや、日本の資本主義が国家主義、軍国主義と結合して発展の途上にある現実に適応を余儀なくされる運命に遭遇した。これを学校の運営に即していえば、かつてはより多く理想を中心していたものが、いまや、学生と社会との要求にこたえて、より多く経営によって左右される企業体となつたことを意味する⁽³⁾。

このように明治30年代後半に多くの私学が商科を設置していったのだが、これらの私学においても、それまでの時期にこうした変化の萌芽が全くみられなかつたわけではない。東京専門学校では明治24年の校友大会で商業科設置の建議がなされ、評議員会にまであがるが、この時点では実を結ばず、10年以上のちの明治35年に漸く設置の決議にたどりつく⁽⁴⁾。そして、同校では明治37年9月、商科の開設をみるといたるのである（1年半の課程である同予科は明治36年4月開始）。

早稲田大学とならんで商科設置において他校に先んじた明治大学においても、早稲田大学同様、ある建議がその端緒となつたとされている。それは、校友のうちの実業従事者の団体である校友実業会の明治36年12月19日の総会の席上においてであった。すなわち、

樋口幹事より左の建議案を提出し満場一致之を可決せり

明治大学に商科を設くる事、但其設置の時機及組織等は当局者に一任す⁽⁵⁾

ということになったのである（かなづかいは原文のまま。以下引用文は全て同じ。）。

明治36年8月に「大学」に名称変更していた明治大学では、翌明治37年8月にははやくも「明治大学学則」により法学部・商学部・政学部・文学部の4学部を置き、9月から新しい明治大学として授業を開始することになる。

こうして私学の多くが大学名称を獲得するとともに学科を増設していく、そうした動きが「大学令」による大学昇格へつながっていくのである。明治30年代は、私立大学誕生に向けて極めて大きな意味をもつ時期であるといえよう。

旧制専門学校については、この時期の変化も含めて天野の業績などが詳しいが、特定の学校に焦点を絞ったかたちのモノグラフはまだ極めて乏しい状況にあると言わざるをえない。この小論は、

永井により「適応派」ととらえられ、また麻生により「適応技術型」と位置づけられた明治法律学校の明治30年代の変容を、可能な限りそれに関わった個人レベルにまでおりて検討することで、この時期の私学の変容について考察するものである⁽⁶⁾。

2. 明治大学商学部と東京高等商業学校

明治大学商学部の設立の過程を追う前に、発足当時の同学部の講師に注目しておきたい。

明治37年9月12日に開講した明治大学商学部の講師は以下のとおりである。

表1. 明治大学商学部講師（明治37年9月）⁽⁷⁾

簿記及商事経営学 商業史	高等商業学校教授	下野 直太郎
商業史	文学博士	下横井 時冬
商業史 英語	東京帝大講師（文学士）	村上直次郎
商業地理 商業通論	商業学士	坂本陶一郎
商品学	高等商業学校教授	星野太郎
商業算術	農商務省技師（理学士）	伊藤萬太郎
和英商業文	高等商業学校教授	石川文吾
民法	東京地裁部長（法学者）	鈴木英太郎
法学通論 国際私法	法学博士	山田三良衛
国際公法	東京帝大教授（法博）	高橋作延
経済原論 財政学	東京帝大教授（法博）	金井延
経済原論	法制局書記官（法学者）	小林丑三郎
英語	文學士	上田敏
英語	バチェラーラーフアーツ	カニンガム
売買及取引所 貨幣及信用論 銀行	高等商業学校教授	佐野善一
鉄道 経済政策	高等商業学校教授	関一
統計学	高等商業学校教授	瀧本美夫
財政学	法学士	馬場謙一
民法物権 債権 商法総則 商行為	高等商業学校教授（法博）	志田鉢太郎
会社 保険 手形 海商	法学士	岡実
行政法	高等商業学校教授	村瀬春雄
保険 海運	法学博士	加藤正治
破産法		未定
商業道德		

ここにみるように講師22名中8名が高等商業学校の教授であり、商学関係の学科目に限定すればそのほとんどが高等商業学校教授によって担われている状況であった。明治42年には東京帝国大学に商業学科が開設されるが、この東京高等商業学校（明治35年に第二高等商業学校である神戸高等商業学校が設立されるまでの校名は「高等商業学校」）の本科修了後の2年の課程である専攻部卒

業者は商業学士と称することが明治34年に認められており、同校は当時のわが国商学の最高学府の位置にあった。よって、主にこの学校の卒業生であった同校諸教授が新設明治大学商学部の商学関係学科目の講師を独占することは当然であったといってよい。しかし、ここに集まつた東京高商教授たちは注目すべき立場にある人物であった。つまりその多くが同高等商業学校の大学昇格運動の中心的なメンバーだったのである。次のような記述がある。

（明治大学）商学部の創設に関しては、曩に志田鉢太郎氏より建言ありしところ岸本校長亦大に之を賛し佐野善作、石川文吾、関一、村瀬春雄、下野直太郎、星野太郎諸氏等当時の東京高等商業学校の諸教授大に力を併せ、商業教育の模範たらしめんと期したのである。（中略）當時官学に在つては商業教育には大学の要なしとの説強く、これが為めに商科大学の創設は容易ならざる情勢なりしかば、大学創設の主張ありし前記諸教授が本学に挙って力を致せし所以である⁽⁸⁾。

明治30年代当初から動き始めていた東京高商の大学昇格運動の記録には、上記の諸教授が留学先の西欧から、各国大学における商業教育の現状を頻繁に報告していること、また帰国後も同校昇格関係諸会議で中心的に活動している状況をみることができる⁽⁹⁾。

明治大学商学部はこうした講師を迎えることになるが、商学部開設に関して次のような発言がある。

茲ニ最モ困難ナルハ此目的ヲ達スルニ適當ナル講師其人ヲ得ルノ難キニ在リ⁽¹⁰⁾

こうした問題も、上記高等商業学校諸教授のむしろ積極的な協力が得られたことで解決する。それどころか、「方針等も主として講師の意見に重きを置」⁽¹¹⁾くまで彼らに頼ることができたのであった。

このように明治大学商学部開設にあたって、西欧各国の商科教育の現状を踏まえ、商業大学設立をめざしていた東京高商諸教授の果たした役割は極めて大きかったようである。

商科創設を担った一方の人々としてこのような講師集団の存在を確認したうえで、次節以下では、変容に関わったその他の人々の動きを追ってみたい。

3. 明治法律学校校友会の大学昇格運動

明治14年にフランス法系の法学教育機関として設立された明治法律学校は、法律学部に加えての行政学部の設置と数年後のその廃止、明治25年の民法典論争における敗北などの紆余曲折を経ながらも、府下六大法律学校の一つとして歩みを進めていた。

明治30年の7月から8月にかけて、この6つの法律学校を解消して一大法律学校を作ろうという動きとなつたが、翌年からの開校が報じられる段階にまで達したところでこの議は破れ⁽¹²⁾、このこ

とをきっかけにして、同明治30年に明治法律学校の「一大改革」⁽¹³⁾が行われている。

こうした状況を経て同校は明治30年代の「変容」の時期をむかえることになるが、先にふれたように、麻生により「適応技術型」と分類された同校は、もともと次のような目的をもって出発していたのである。

蓋シ法律学ヲ教授スルハ判事検察官代言人公証人代書人司法官吏及ヒ各省内ノ司法課ノ官吏トナル可キモノヲ養成スル目的ニシテ（後略）⁽¹⁴⁾

こうして、同校は法律専門職養成の長い伝統を持っていたが、明治34年12月7日の校友総会の席上、この明治法律学校を将来大学とする件についての建議がおこなわれたのである。その時の状況は当時の記録によると次のようにあった。

小出五郎氏、校友中の弁護士が組成せる明治会の決議を以って、左の案を建議せむことを建議す
明治法律学校ハ将来大学組織ト為サムコトヲ望ム

長谷川吉治氏、更に之に附加して、此が為に要する費用に付ては、吾々校友各自応分の寄附を為すべきこと、亦明治会の希望なり、と述べ、満場固より異議のあらむ様なく、直ちに之を可決す⁽¹⁵⁾

この建議を直接のきっかけとして大学設立への動きが具体化していき⁽¹⁶⁾、翌明治35年11月15日の校友総会では大学設立の計画が岸本校長から発表されている⁽¹⁷⁾。このように校友会の建議をきっかけに具体化した大学設立の動きは1年のうちに急速に展開していったのである。

ここでこの建議がなされた同校の校友会の沿革をたどっておきたい。

明治法律学校は明治15年12月に我国において初めて「校友」という語を創案して、卒業生を会員とする校友会を創設しているが⁽¹⁸⁾、明治18年には、同校と校友の間および校友相互間の関係を一層親密にし、校友間の知識の交換をするために『明法雑誌』を発刊することにし⁽¹⁹⁾、何度かの規則改正を経たのち、明治32年の夏にはさらに校友規則を改定するとともにあらためて校友会を組織し、その本部を学内に置き、各地方にそれぞれ支部を置くことになる⁽²⁰⁾。

この校友規則の改正ならびに校友会の設立の理由として次のような記述がみられる。

本校か校友規則を改定し、校友諸氏か校友会を設立せし所以は、本校と校友との間、及び校友相互の間に於ける、連鎖を緊密にし、其親交を謀る目的なること（後略）⁽²¹⁾

こうした目的をもって新たな発展を始めた同校校友会であったが、ここで同会地方支部の組織状況および同校と各地方支部との関係に関する記録をまとめておく。

表2. 明治法律学校校友会関係事項⁽²²⁾

明治31年 5月	校務拡張ノ為メ自今各地方校友会支部ヨリノ請求ニ応シ本校々長教頭幹事講師中ヨリ若干名出席シ益々本校ト各地方校友間トノ親密ヲ謀リ氣脈ヲ通スル事ト為ス
8月	校長講師校友八名関西校友大会並ニ愛知岐阜二県校友大会ニ臨席ス。
明治32年 1月	講師校友三名神奈川校友支部会ニ臨席ス。
4月	校長講師校友九名近畿校友大会ニ臨席ス。
5月	校長講師校友五名神奈川校友支部会ニ臨席ス。
6月	本校講師ノ地方へ出張スルトキハ校友常議員中ヨリ二名ヲ限り同伴セシムル事トセリ 来学年ノ始メヨリ各地方ニ於テ本校入学試験及ヒ校外生学年試験ヲ施行シ其監督ヲ校友会支部幹事又ハ校友ニ嘱託スル事ト為ス。
7月	校長講師校友八名新潟高田長野各校友会支部発会式ニ臨席ス。
9月	本校機関雑誌トシテ明治法学ナルモノヲ発刊シ益々法律思想ノ普及ヲ図リ併セテ本校ト校友間トノ連絡ヲ密ナラシムル事トセリ。
10月	校長講師校友十二名水戸、仙台、福島各校友会支部発会式ニ臨席ス。
11月	校長講師校友五名愛知校友会支部発会式並ニ愛知岐阜三重三県連合校友大会ニ臨席シ又校長校友二名静岡校友会支部発会式ニ臨席ス。
12月	校長講師校友六名群馬校友会支部発会式ニ臨席ス。
明治33年 1月	校長講師校友九名関西校友大懇親会ニ臨席ス。
4月	講師校友三名新潟校友会支部大会ニ臨席ス。
5月	講師校友三名神奈川校友会支部会ニ臨席ス。
6月	校長講師校友八名福岡、熊本、佐賀、長崎、岡山、神戸各校友会支部発会式ニ臨席ス。
7月	講師校友十六名千葉校友会支部発会式ニ臨席ス。
12月	講師校友十一名下野校友会支部発会式ニ臨席ス。
明治34年 1月	講師校友六名神奈川県校友会支部第十五回総会ニ臨席ス。
5月	講師校友七名茨城校友会支部総会ニ臨席ス。
8月	校長講師舍監六名、富山、福井校友支部総会ヘ臨席ス。
12月	校友総会ヲ東京ニ開キ評議員ヲ五十名ニ増加ス。
明治35年 2月	明治法学ノ発行回数ヲ増加シテ一ヶ月二回トス。
12月	校友総会ヲ開キ私立大学校設置ノコトヲ公表ス。

こうして、各地の校友会支部は陸續と設立されていき、明治32年12月までに33支部、明治33年12月までに39支部、明治34年12月までに47支部、明治35年11月までにはほぼ全国を網羅する49支部が設けられている⁽²³⁾。

さて、この表2にみる明治31年5月の「校務拡張ノ為メ自今各地方校友会支部ヨリノ請求ニ応シ本校々長教頭幹事講師中ヨリ若干名出席シ益々本校ト各地方校友間トノ親密ヲ謀リ氣脈ヲ通スル事

ト為ス。」 という考えに基づいて各地校友との積極的な接触が試みられ、校長自ら全国各地の支部大会へ赴いている。そして、同時に学校運営に校友の協力を求める体制が着々と整えられていく様子をみることができよう。表にみられる明治32年6月の「来学年ノ始メヨリ各地方ニ於テ本校入学試験及ヒ校外生学年試験ヲ施行シ其監督ヲ校友会支部幹事又ハ校友ニ嘱託スル事ト為ス。」という記述は、校友に求める協力の具体的な内容を示しているが、この件は同年8月に早速実行にうつされ以下のように報告されている。

本校入学試験は、本校に於て之を行ふの外、更に全国各地に於て、之を行ふことゝ為し、校友会各地方支部又は各地校友に、其の監督を嘱して、客月下旬各府県に於て之を行ひたり、其の公告日時と挙行期日との、甚た急迫なりしに拘はらず、各地皆円満に遂行せられたるは、一に各支部又は校友諸氏の尽瘁に因り、本校の深謝する所なり⁽²⁴⁾

このようななかたちでみられるようになった校友の学校への協力は、当然大学への組織変更運動においてもみることができる。明治35年11月の校友総会で大学設立を発表した際、岸本校長は「(大学の) 基本金募集其他諸般の事、深く諸君の力に頼り、諸君を煩はすもの多かるべき」と述べております⁽²⁵⁾、翌36年3月に全国校友に頒された「明治大学創立趣旨」も、「其事頗ル重ク其業甚タ大ニ隨テ資斧亦最モ鉅額ヲ要スルヲ以テ若干同志(設立者同志の意:筆者註)ノ微力能ク弁スル所ニ非ス因テ案ヲ具ヘテ普ク江湖ニ告ケ大方ノ翼賛ヲ請フ」⁽²⁶⁾ というかたちでしめくくられている。校友会規則の条文にみられる「翼賛」がここで求められているのである。

こうした状況において、明治法律学校では明治36年3月から各地校友会組織を背景として、各地区担当の募集委員により「明治大学基本金」の募集活動にとりかかっている⁽²⁷⁾。

明治37年4月報告分までの基本金の寄附状況(累計)は以下のとおりである。

表3. 明治大学基本金寄附状況⁽²⁸⁾

第1回 (明治36年6月)	報告分	32475円50銭 (寄附者累計 161人)
第2回 (明治36年7月)	"	47633円50銭5厘 (" 476人)
第3回 (明治36年9月)	"	66869円 5銭5厘 (" 845人)
第4回 (")	"	89753円10銭5厘 (" 1171人)
第5回 (明治36年10月)	"	97944円25銭5厘 (" 1478人)
第6回 (明治36年11月)	"	101109円20銭5厘 (" 1715人)
第7回 (")	"	105629円33銭5厘 (" 1803人)
第8回 (明治36年12月)	"	110617円13銭5厘 (" 1884人)
第9回 (明治37年1月)	"	116233円83銭5厘 (" 2015人)
第10回 (明治37年2月)	"	117452円53銭5厘 (" 2158人)
第11回 (明治37年3月)	"	119549円 3銭5厘 (" 2230人)
第12回 (明治37年4月)	"	120753円50銭5厘 (" 2256人)

ここにみると、明治37年4月の時点までに限定しても当時の同校の年間経費から考えて非常に多額の寄附が寄せられており、同時期の校友のかなりの部分がこの募金に協力しているが⁽²⁹⁾。以下に示す『明治法学』誌上に掲載された各地方支部会の模様は、大学設置問題に関する学校と地方支部の連絡状況および地方支部レベルでの学校への協力体制の状況を伝えている。⁽³⁰⁾

宮城支部茶話会 明治35年12月21日開催

「岩崎氏より過般上京の節本校に於て大学組織に改むるに付協議ありたる次第を報告し、統いて本校か校友に対する希望も伝えられ」

京都支部総会 明治36年2月21日開催

「本校か組織を変更し私立大学を創立するの挙に付ては、京都支部は、奮て之を翼賛し、基本金募集の如き、極力之を贊助すること（中略）等二三の決議あり」

宮崎支部総会 明治36年3月11日開催

「今回本校に於て計画せる、明治大学設立の議を賛し、本支部は大に其の完成に助力すること（中略）を決議し」

兵庫支部総会 明治36年5月3日開催

「明治大学設立の事に及び、満場一致を以て該設立の挙を翼賛し、其完成を期することに決し」

宮城支部茶話会 明治36年5月7日開催

「本校大学組織寄附金に関する内相談を遂げ」

名古屋支部臨時大会 明治36年5月23日開催（学校側から岸本校長以下4名出席）

「大学創立に関する懇談ありて」

茨城支部臨時大会 明治36年5月30日開催（学校側から岸本校長以下4名出席）

「岸本校長の挨拶あり、大学創立の必要を述べ、校友諸氏の翼賛を請ふ旨を述ぶるや、検事正向井巖氏は、同地に於ける募集委員長として、大学創立の美挙たる所以を称賛し、我々亦校友として、委員として、各自応分の寄附を為すは勿論、十分寄附募集の事に励瘁し、以て此美挙に一臂の力を添へんこと期す、とて満幅の同情を表せられ」

こうした校友との連絡体制は、先にみたような本部からの地方支部会への精力的な出席もさることながら、明治34年12月の「校友総会ヲ東京ニ開キ評議員ヲ五十名ニ增加ス。」という、評議員数

の増加によっても強められたと考えることができる⁽³¹⁾。

校友会に関連してさらにふれておかなければならぬものに同校の機関誌がある。先に述べた『明法雑誌』、その改題誌『法政誌叢』のあとをうけて、表2にみるように明治32年9月に「本校機関雑誌トシテ明治法学ナルモノヲ発刊シ益々法律思想ノ普及ヲ図リ併セテ本校ト校友間トノ連絡ヲ密ナラシムル事トセリ」（下線筆者）の趣旨で新雑誌が発刊されている。学校と校友との連絡に関する同誌の記事の内容の例は上にみたとおりであるが、明治35年2月には「明治法学ノ発行回数ヲ増加シテ一ヶ月二回トス」という状況になる。翌36年には月1回発行にもどるが、こうした記事の内容から、この変容の時期において同誌はその運動を支える情報媒体として重要な役割をはたしたと理解してよいだろう。なお、同誌編輯主任の田能村梅士が校友実業会の主な会員であったことはのちに示す表5にみるとおりである。

こうして機関誌、校友会支部会を媒介としての同校と校友との連絡の強化を通じて、同校経営への校友の「組み込」み⁽³²⁾が進められていく。

さて、こうしたかたちで大学への組織変更の運動は進んでいったが、先にふれた明治36年3月の「明治大学創立趣旨」中にも、さらには同年11月に『明治法学』に掲載された岸本校長の演説「明治大学の主義」⁽³³⁾にもまだ商科開設の具体的な記述は何もみられない。こうしたことと、同36年12月19日の校友実業会の商科設置建議の持つ意味の大きさを示すものであろう。

4. 「実業の時代」と明治大学校友実業会

校友実業会の建議をきっかけに商科設置へ急速に動いていく明治大学であるが、その点を詳しく追う前に校友実業会設立の前まで時代を少しさかのぼり、その前段階としてのいくつかの変化にまづふれておかなければならない。

明治法律学校は、明治30年代にのちの商科設置につながるいくつかの改革を経験しているのである。

まず、明治33年より本科の学科目以外の随意科のなかに簿記学を加えるというかたちで改革がなされている。明治33年9月29日、岸本校長は「修学の指針」のなかで次のように述べている。

本校ハ本年ヨリ随意科ノートシテ又簿記学ヲ加ヘタリ蓋シ法治国タル今日ニ於テ何人モ又何業ニ於テモ法学ノ必要アリ会社銀行等実業ノ方面ニ於テモ亦法学者ヲ望メリト雖モ法学者ハ概ニ簿記学ニ通セサルヲ以テ実務ニ迂ナルノ欠点アリ故ニ諸君ニシテ此等ノ方面ニ希望アル者ハ併セテ簿記学ヲ修ムルヲ利トス諸君乞フ徒ラニ大言壯語ノ弊ニ馳セス著実ニ其希望ヲ全フセンコトヲ務メヨ而シテ本校モ亦諸君ノ此等ノ希望ニ付テハ多少ノ便宜ト助力ヲ与フルコトヲ吝マサルヘシ⁽³⁴⁾

こうして導入された簿記学であったが、学生たちはどう対応したのだろうか。翌明治34年3月、岸本校長によると

我校に於ては一昨年来随意科の一として簿記の科を設け、以て実業志望者の為にせしに、之を修むる者頗る多き⁽³⁵⁾

状況にあったのである。

このように、「会社銀行等実業ノ方面」を希望する者のための科目を開設し、それが学生に受け入れられたということは、そうした方面の希望者の多さを示唆すると同時に、そうした希望に対して「便宜ト助力ヲ与フル」という学校側については、社会の需要への敏感な対応という「企業体」としての特性を示すものであると考えられよう。こうして将来の商科設置につながる一步がふみだされたのである。

ここで、こうした改革が必要となった背景にふれておきたい。

明治33年、34年、35年の各時点での同校校友の職業は次の表のとおりである。

表4. 明治法律学校校友の職業⁽³⁶⁾

	明治33年	明治34年	明治35年
司 法 官	342人	382人	402人
行 政 官	317人	399人	484人
弁 護 士	325人	406人	416人
警 部	35人	45人 ^a	—
陸 軍	39人	57人	} 109人
海 軍	27人	46人	
裁 判 所 書 記	68人	88人	97人
公 吏	61人	89人	96人
議 員	52人	76人	83人
銀 行 会 社 員	139人	247人	287人
新 聞 記 者	31人	92人 ^b	95人 ^b
農 業 者	42人	51人	128人 ^c
商 業 者	29人	64人	—
そ の 他 ^d	617人	798人	979人
計	2,124人	2,840人	3,176人

a は警視を含む

b は雑誌記者を含む

c は工業者を含む

d 「その他」は未詳および未就職

「その他」が多く厳密な検討は難しいが、同校の法律専門職養成の長い伝統を背景として、行政官、弁護士、司法官が圧倒的多数を占めるなかにあって、この僅かな期間に銀行会社員が倍増する勢いにあることが注目される。

上にみた簿記学への需要は、このように実業界への就職がめだち始めていた当時の状況に

していたといえるであろう⁽³⁷⁾。

さて、このような就職状況は校友のあいだでのある動きにつながっていく。明治34年の校友実業会の設立である。

明治法律学校の校友実業会は明治34年3月30日にその第1回の集まりを催しているが、その際の記録に次のような設立の趣旨が述べられている。

二千幾百の校友中、司法官たり、弁護士たる者、固より多きに居るも、実業に従事する者亦数百に及ぶ、而して此等の諸氏中特に一会を組織せんとの希望を懷く者亦尠からず、近時氣運漸く熟し乃ち先づ京浜付近に散在する者、相聚まりて、懇親会を開くの議を建て（後略）⁽³⁸⁾

たことに同会は始まるのである。

複数の史料から分かる範囲内での主な会員名は以下のとおりである。

表5. 明治法律学校校友実業会の主な会員氏名（□は明治36年4月に発表された基本金募集の東京地区委員でもある人物。実業会評議員は15人で明治34年は常議員という名称、実業会幹事は評議員の互選による5人で役職の数字は年度を示す）⁽³⁹⁾

氏名	職業	卒業年度	校友実業会役職	校友会役職
大井愛平	商業	明25		
長田貞次	部長	"23		
加藤十郎	銀行員	"22		
田能村梅士	明治法学編輯主任	"22		
今村恭太郎	東京地方裁判所	"23		
	部長判事→弁護士			
奥村錠四郎	会社員	"23		
小野崎伍助	北海道鉱業館主	"21		
川田一之	北海道鉱業新報社主			
中村温男	会社員	"29	評議員36	
長谷川吉次	日本生命保険会社員	"24	評議員34, 35, 36 幹事34, 35, 36	評議員34~36
岡部広	弁護士	—		評議員32~36
加藤辰治	商業会議所議員	"32	評議員34, 35	
高松豊次郎	銀行取締役			
	保険会社重役	"25	評議員34, 35, 36 幹事34, 35, 36	
	—	"30		

野 村 勝 馬	内国生命保険株式会社 取締役兼支配人	明22	評議員34, 35, 36	評議員34～36
長 谷 部 天 夫	—	—		
小 野 乙 女 太 郎	会社員	—		
勝 木 正 臣	三菱合資会社員	" 22		
田 島 義 方	部長塾監幹事兼舍監	" 18	評議員34, 35, 36 幹事34, 35, 36	評議員32～36
真 川 浩	—	—		
福 島 ノ 作	株式会社本郷座 専務取締役	" 22		
浅 葉 仙 太 郎	農 業	" 25		
樋 口 保	帝国煉炭株式会社 専務取締役	" 21	評議員34, 35, 36 幹事34, 35, 36	評議員34～36
小 島 重 太 郎	茨城炭鉱株式会社 社長取締役	—		
佐 藤 謙 二 郎	房総鉄道会社監査役	" 23		評議員32～36
森 島 清 一	弁護士特許代理業	—		
甲 能 順	—	" 26	評議員34, 35, 36 幹事34, 35, 36	
北 村 謙 吉	商業（森島商会）	" 16	評議員34, 36	
杉 浦 鋼 太 郎	会社員	" 22	評議員34, 35, 36	評議員34～36
浅 野 史 郎	—	—		
塙 入 太 輔	大成中学校主	" 32		
平 松 福 三 郎	東京日日新聞記者	" 32	評議員34, 35, 36	評議員34～36
篠 原 徳 三 郎	弁護士	" 22	評議員34, 35, 36	評議員32～36
岩 佐 善 一 郎	弁護士	—	評議員34	評議員32～36
富 田 清 穀	私立鉄道学校幹事	—	評議員35, 36	
八 尾 新 助	—	—		
井 本 寿 四 郎	日本郵船会社員	—		
渡 辺 政 俊	—	—		
山 川 佐	—	—		
秋 山 祐 次	—	—		
原 松 治	会社員	—		
名 村 泰 藏			評議員36	
福 田 忠 三	会社員	—	会長34, 35, 36	

柴田長吉	—	—		
安藤保太郎	会社員	—	評議員35, 36	
山下亀三郎	—	—	評議員34, 35, 36	
和田又男	鉱山業	—	評議員34, 35	
伊藤鏡太郎	—	—	評議員35	

同会の主な会員氏名をみると氣づくのは、基本金募集の東京地区委員との重なりの多さである。⁽⁴⁰⁾ 実業会の主な会員のうちの半数が東京地区基本金募集委員となっており、逆にみると東京地区基本金募集委員の三分の一が実業会の主な会員である。さらに、実業会の主な会員のうちの10名が校友会評議員の経験者であることも注目すべき点である。明治34年12月に50名に増員された校友会評議員のうち30名が東京地区に割り当てられているが、この10名はいずれもその時点での評議員となっている。校友会と校友実業会の中心メンバーのこうした重なりは、卒業年次が判明している実業会会員26名のうち2名以外は全て明治20年以降の卒業生であることも考慮に入れると、校友会の有力メンバーを実業従事者がかなりの割り合いで占めるにいたったことを示すものととらえることができ、それはとりもなおさず校友中の実業従事者の増加を反映していると考えてよいだろう。

岸本校長は、実業会の設立にあたって次のように述べている。

新卒業生は、年々に益多く出て来るへく、而して其の中実業界に向て志を立つる者益増加すべく⁽⁴¹⁾

校友実業会の背景にはこうした状況があったのであり、それがまた同会の性格を規定しているとも考えられる。

このように、明治法律学校においても「実業の時代」⁽⁴²⁾への対応が必要となる状況が生じつつあったのであるが、同校のカリキュラムにおいては、次のような変化もみられるのである。

それは、総授業時間数に占める経済学、財政学の授業時間数の増加である。一週間あたりの授業時間数の変化を明治31年から34年までについてみると以下のようになる。

表6. 明治法律学校授業時間数⁽⁴³⁾

	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年
総 時 間 数	67	84.5	80	77.5
経済学と財政学の時間数（合計）	4.5	5	5	8 *

* 簿記学1時間を含む

さて、こうした状況にあった明治法律学校であるが、目を外に転じて、当時の商科教育への需要

という観点から、高等の実業諸学校の入試倍率をみてみると、官立の商業は明治33年4.40倍、34年4.30倍、35年4.31倍、36年4.79倍と、2、3倍台であった工業、農業関係の学校をかなり上まわっていた⁽⁴⁴⁾。こうした状況を背景に、明治34年には市立大阪高等商業学校が、また、明治35年には官立の神戸高等商業学校が設立される。そして、東京高等商業学校においては商業大学設立運動が始まっていた。

このような動きのなかで、明治法律学校と深い関わりをもつ「高等簿記専門学校」の設立があった。同校は、明治35年の明治法律学校卒業生北山嘉蔵によって明治36年3月東京芝区に創設され、商業、会社、銀行等各種の簿記を1日3～9時間授け、20～40日で卒業させるかたちでいくつかの科を設けていたが⁽⁴⁵⁾、同年末には

創業日尚浅きに拘はらず既に百二十一名の卒業生を出し銀行会社商店等に奉職したる者少からず⁽⁴⁶⁾

状況にあったのである。

さらに明治36年4月、早稲田大学商科の予科が開設され、多数の入学者を迎えていた⁽⁴⁷⁾。

当時の中等教育在学者の増加が高等教育への需要を高めていた状況は、

中等教育ノ施設漸ク整理ヲ致スト雖モ高等教育ノ機関未タ之ニ伴ハサルヲ以テ全国無数ノ学生ハ志望ヲ抱テ半途ニ彷徨シ終ニ畢生ヲ誤ラントスルニ至ル⁽⁴⁸⁾

という「明治大学創立趣旨」の一節からもうかがい知ることができるが、上にみるように高等教育のなかでもとりわけ商科教育への需要が高まりつつあったと判断できる状況において、明治34年の校友会の建議をきっかけとして明治36年に大学名称を獲得していた同校では、商科設置の前段階としてのもう一つの改革が実行されることになる。

この改革は「明治大学」の特徴の一つとしての選択科目導入のかたちでおこなわれた。それは、民事訴訟法、刑事訴訟法、破産法の3科目と経済学、財政学の2科目間の選択を認めるものであった。校長の説明によるとそれは次のような意味を持っていたのである。

例えば判検事弁護士たらんとする者は経済財政は比較的不必要として之を修めざるを得又経済上の目的を有する者は比較的不必要な破産法訴訟法を欠くことを得べし⁽⁴⁹⁾

この改革がおこなわれたのは商科設置の動きがまだ具体化していなかった時点であるが、対象を「経済上の目的を有する者」と明言したこの改革は、そうした需要者を自らの顧客としてとりてもうとする学校の商科設置へ向けての次の一步であったと考えられる。

このような状況のなかで、校友実業会で商科設置建議が可決される。

明治34年3月に設立された校友実業会は、同年6月19日に規約を改正して、総会の開催を年3回

に増やすとともに会費を毎月50銭と決めその活動基盤を強める方向にあったが⁽⁵⁰⁾、先にふれた基本金募集活動が展開されている最中の明治36年12月19日の総会で商科設置建議がおこなわれるのである。

前述のように、明治大学は明治37年9月、法学部・商学部・政学部・文学部に組織を拡張し新たなスタートをきっているが、同年4月8日発表の「明治大学組織拡張案」でも同じ4学部が計画されており、商学部もこの拡張案のなかに盛り込まれていた。それは校友実業会の商科設置決議からわずか3ヶ月後のことであった。前節末に述べたような明治36年秋までの状況から判断すると、この建議の時期から、商科開設を含む組織拡張へ向けての具体的な動きが一気に進んだことになる。

その間の状況を、校友実業会会长名村泰蔵は明治37年8月16日の実業会総会において語っているが、その大要は以下のとおりである。

昨年十二月二十九日の総会に於て決議したる明治大学商学部設置建議の件は其後直ちに会長より学校に建議せり然るに学校に於ても時勢の趨向に鑑み昨年を以て愈商学部設置の議を決し本学年より実施することゝなれり是れ学校当局者が大勢を洞察したるの結果なる勿論なりと雖も本会が終始此議を学校に促したるも亦与って力ありと信じ諸君と共に満足に堪えざる所なり⁽⁵¹⁾。

こうして実業会の建議を大きなきっかけとして、明治大学は商学部を含む組織拡張を実現するのであるが、彼ら実業会メンバーのこうした活動の背景には、自分達の後進の実業人養成への強い期待があったことは、同日の名村会長の以下のような演説内容からもうかがえよう。

学校に商学部を設置したるに付ては吾々は一面之を協賛して其進歩發達を図るべく一面将来に於ける学生及卒業生の前途に対し、忠実に之を指導扶掖するの途を講ずべし蓋し吾々は実業者としては此将来の学生及卒業生に対し一日の長を有するが故に之を扶掖するの責任あることを信ずるものなり⁽⁵²⁾。

さて、私学におけるこうした実業人養成へ向けての動きを考えるにあたって、ここで明治37年のある法学系私学総理の演説記録に注目しておきたい。

和仏法律学校法政大学総理梅謙次郎は、同校の実業科設置（明治37年3月）の理由を次のように述べている。

すでに司法官・行政官・弁護士等は「今日すでに充満の有様を呈して」いるから、「今後青年諸子が手腕を揮ふべきは如何なる方面にあるのであろうかと考えて見ると、どうしても是は実業方面であろう」⁽⁵³⁾

こうした発言の背景には、次のような状況が見られたのである。

（前略）明治三三年の法学系私学は七〇〇〇人に近い在学者をもっていたが、同年の各種国家試験の合格者は、高等文官試験五八人、司法官試験七七人、弁護士試験四七人にすぎず、しかも弁護士試験を除いては合格者の大半は帝国大学卒業者で占められていた。大多数の法律学生にとって、ものはや法学教育に求められるものは、国家試験合格に必要な「法技術」よりも、むしろ近代的教養としての「法知識」の習得とならざるをえなかった⁽⁵⁴⁾。

学生の就職に際してのこうした「法技術」の有効性の低下は、「適応技術型」としての性格をもってスタートした明治法律学校にとってその存立基盤に関わる事態であった。「会社銀行等実業ノ方面」を希望する者、「経済上の目的を有する者」が増加しつつある状況のなかで、「法科」に変わるべき新たな時代への「適応技術」としての商科に、学生ばかりでなく「企業体」としての私学も注目し始める事になったのである。

5. ま と め

こうして明治37年9月、日露戦争のさなかに明治大学は商学部を開設するにいたる。

天野は、高等教育機関における学科編成の複合化や総合化の進展のための前提条件として、教育内容の専門分化、学生の教育要求の多様化、職業構造の変化、さらには学生数の増加と経営基盤の強化といった点をあげているが⁽⁵⁵⁾、今までみてきたように、中等教育機関卒業者の急激な増加および「実業の時代」化と法律専門職試験合格の困難な状況を背景として、新たな「適応技術」としての商科教育への要求の高まりをみつつあった明治30年代という時代状況のなかで、明治法律学校は、一方では校友の組織化を通じて彼らを「支持者集団」⁽⁵⁶⁾として同校の運営機構に組み込みその経営基盤を強化しながら、他方では、西欧の大学における商科教育の現状の視察を踏まえて商科教育の改善の目標のもとに自校の大学昇格をめざす高等商業学校諸教授の積極的な協力を得て「大学」商科開設を実現できたといえるであろう。

そして、その過程では、実業界への校友の進出を背景として、「支持者集団」における一つの中心的勢力となりつつあった校友実業会の動きが大きな力となったといってよいと考える。

私学全体が社会の現実に適応せざるを得なくなりつつある状況のなか、「適応派」あるいは「適応技術型」としての明治法律学校の「適応」過程において、このように校友会とりわけ校友実業会の動きが学校側のそれを先導するかたちで進んだことは、社会状況と学校との関わりを考えるうえで極めて重要であろう。

明治大学が次の段階として財團法人になるのは翌明治38年7月のことであった。

註

- (1) 明治36年に専門学校令によって専門学校となったのは、東京法学院（同年東京法学院大学と改称。のちの中央大学），明治法律学校（同年明治大学と改称），和仏法律学校（同年和仏法律学校法政大学と改称）など。明治37年には慶應義塾（明治23年大学部開設），日本大学（明治36年日本法律学校から改称済み），早稲田大学（明治35年東京専門学校から改称済み）などが専門学校として認可されている。
- (2) 永井道雄「知識人の生産ルート」『近代化と教育』 東京大学出版会 1969年 146頁～149頁。各校の商科開始年は早稲田大学：明治37年，明治大学：明治37年，日本大学：明治38年，中央大学：明治42年など。なお、唯一の例外として、慶應義塾は明治23年にすでに大学部を開設し、文学科、法律科とならんで理財科をもち、明治30年代当初までに「産業界における『三田閥』の基礎を固めていた。天野郁夫『近代日本高等教育研究』 玉川大学出版部 1989年 380頁。
- (3) 永井同上書 146頁。下線は筆者。永井は明治前期の私学を「自由主義派」（東京専門学校、慶應義塾、同志社など）、「伝統主義派」（神宮皇學館、皇典講習所のちの国学院、哲学館のちの東洋大学など），および「適応派」（明治法律学校、東京法学院、専修学校のちの専修大学、日本法律学校など）の3つのタイプに分けて考察している。
- (4) 「早稲田大学商科創設に関する記事」『早稲田商学』 第234・235号 1973年3月 97頁。
- (5) 『明治法学』第66号 明治37年1月8日。『明治大学百年史』（以下『百年史』）第一巻 史料編I 明治大学 1986年 610頁に掲載。
- (6) 麻生は明治法律学校の他に専修学校、東京法学院などを、「維新後の新しい社会に適応するための技術——主として法律関係——に対する要求を充たすため」の私立専門学校として、「適応技術型高等教育タイプ」に分類している。麻生誠『日本の学歴エリート』 玉川大学出版部 1991年 80～81頁。
明治大学商学部の設立の背景については、大澤泉「近代における高等商業教育の展開——明治四十年代の官・私立大学の卒業生を中心に——」『明治大学史紀要』第4号 1984年および浅田毅衛「明治期における商業教育史の回顧——明治大学商学部創立の歴史的背景——」『明治大学史紀要』第5号 1985年が参考になったが、本論文は、明治法律学校の校友の動きに特に注目することにより、この問題についての考察を試みるものである。
- (7) 前掲大澤論文に引用されている「明治大学商学部学生募集広告」『中央新聞』明治37年9月22日（『百年史』 史料編I 614～615頁に掲載）より。
- (8) 『明治大学六十年史』（以下『六十年史』） 明治大学 昭和15年 26頁。ここにある志田教授の建言の内容は不明であるが、明治31年10月の明治法律学校の学校職員調（『百年史』416頁に掲載）によると、志田は明治29年から同校で高等商業学校の教授としてはただ一人商法の講義を担当している（志田は明治31年11月にドイツ・フランス留学に出発している）。

こうしたつながりがのちの講師陣の決定に意味を持ったとも考えられる。

- (9) 『一橋大学年譜 I』 一橋大学 1976年。
- (10) 明治37年卒業式における「学況報告」における前田学監の発言。『明治学報』第76号 明治37年9月8日。『百年史』 史料編 I 591頁に掲載。
- (11) 『中央新聞』明治37年9月16日。『百年史』 史料編 I 612頁に掲載。
- (12) 『法政大学百年史』 法政大学 1980年 145～146頁。
- (13) 明治大学広報課歴史編纂資料室『歴史編纂資料室報告 第七集 復刻 明治大学創立関係資料集』（以下『資料集』） 1975年 58頁。
改革の内容は、高等研究科の設置、出版部の創設、講義録の刷新など多岐に渡っている。
- (14) 『明法雑誌』第12号 明治19年1月10日。『百年史』 史料編 I 101頁に掲載。
- (15) 『明治法学』第27号 明治34年12月15日。『百年史』史料編 I 536頁に掲載。なお、長谷川吉治は明治会所属の弁護士と判断されるが、後にみるように校友実業会のメンバーで更に明治大学基本金募集委員となっている人物と思われる。
- (16) この建議については以下のような記録も残されている。「明治法律学校ノ組織ヲ変更シテ
大学ト為スノ議ハ數年前ヨリ校ノ内外ニ伝説セラレタリシカ其具体的ニ公唱セラレタルハ實
ニ明治三十四年十一月ノ校友総会ニ於テ建議案トシテ提出セラレタルニ始マル（中略）本校
々長ハ志ヲ決シテ組織変更ノ議ヲ提ケ先ツ之ヲ役員会ニ詢リ其準備ニ着手シタルニ明治三十
五年盛夏ノ候ナリ」 『百年史』 史料編 I 568頁。
- (17) 『明治法学』第48号 明治35年11月20日。『百年史』 史料編 I 540頁に掲載。
- (18) 『六十年史』 114頁。
- (19) 『六十年史』 6頁。なお、同誌は明治23年1月に『法政誌叢』と改題している。
- (20) 『六十年史』 114頁。
- (21) 『明治法学』第1号 明治32年9月15日 81頁。
改正された校友規則と校友会規則の一部を示しておく。
校友規則第四条 校友ハ本校ヲ翼賛シ校友会ノ決議ヲ経其名義ヲ以テ本校ニ対シ建議ヲ為ス
コトヲ得
校友会規則第三条 本会ハ明治法律学校ヲ翼賛シ會員相互ノ親交ヲ図ルヲ以テ目的トス
『百年史』 資料編 I 474頁。
- (22) 「明治法律学校沿革略」『明治法学』臨時増刊第60号 明治36年8月29日 8～10頁より作成。下線は筆者。この表にみるように明治32年までに既に支部が設置されている地方もあった。
- (23) 『明治法学』第4号 明治32年12月15日 84頁および『百年史』482頁, 534頁, 540頁による。校友規則が改正された明治32年中にすでに支部の大半が設立されており、その広がりのはやさがわかる。

明治35年までの卒業者の府県別の数字は以下のように沖縄を除く各県を網羅し、校友会支部組織の各地における設立を裏付けている。『明治法学』第56号 明治36年5月29日 11頁。

東京府 105	京都府 51	大阪府 45	神奈川県 52	兵庫県 59	長崎県 41	新潟県 102
埼玉県 56	群馬県 50	千葉県 73	茨城県 64	栃木県 64	奈良県 23	三重県 73
愛知県 58	静岡県 41	山梨県 61	滋賀県 29	岐阜県 69	長野県 138	宮城県 66
福島県 56	岩手県 35	青森県 34	山形県 70	秋田県 27	福井県 33	石川県 45
富山県 49	鳥取県 32	島根県 39	岡山県 90	広島県 58	山口県 90	和歌山県 27
徳島県 30	香川県 31	愛媛県 40	高知県 65	福岡県 79	大分県 98	佐賀県 52
熊本県 115	宮崎県 22	鹿児島県 85	北海道 24	沖縄県 0	韓国 1	

- (24) 『明治法学』第1号 明治32年9月15日 89頁。なお、校外生学年試験との関係でその人学者の数をみると、明治32年度（明治31年8月～明治32年7月）で7,315人となっている。
『明治法学』臨時増刊第56号 明治36年5月29日 17頁。
- (25) 『明治法学』第48号 明治35年11月20日。『百年史』史料編I 540頁に掲載。
- (26) 『資料集』 4頁。
- (27) ちなみに、東京地区の募集委員は72名。うち、氏名の一致によって、のちにふれる同校「校友実業会」の「主な会員」と判断されるのがちょうど三分の一の24名である。『資料集』23～24頁。
- (28) 『明治法学』第57号、第58号、第61号、第62号、第63号、第64号、第66号、第67号、第68号、第69号による。
- (29) 明治36年12月30日時点での寄附申込金額総計は116,465円70銭5厘で申込総数2,050通、うち校友878通、校内外生1,055通、特志者117通となっている。『資料集』38頁。なお、明治36年7月までの卒業生総数は3,459人である。『明治法学』臨時増刊第60号 明治36年8月29日 47頁。ちなみに明治35年度の同校の年間収入（予算）は24,855円23銭7厘である。
『明治法学』臨時増刊第56号 明治36年5月29日。『百年史』史料編I 404頁に掲載。
- (30) 『明治法学』第51号、第54号、第57号による。
- (31) それまでの評議員は30名であった。『百年史』史料編I 535頁。
- (32) 天野前掲『近代日本高等教育研究』 165頁。
- (33) 『明治法学』第63号 明治36年11月8日。『百年史』史料編I 563頁に掲載。
- (34) 『明治法学』第13号 明治33年10月15日 72頁。下線は筆者。
- (35) 『明治法学』第19号 明治34年4月15日 79頁。なお、明治36年度から随意科生に修業証書を授与することが計画されている。『明治法学』第40号 明35年7月20日 50頁。
- (36) 『明治法学』第15号、第22号、第40号による。
- (37) 麻生によれば、「大企業においては、明治33年（1900）頃からコンスタントに大学や専門学校卒業者を経営層候補として雇用するようにな」っていた。麻生前掲『日本の学歴エリ

一ト』60頁。

- (38) 『明治法学』第19号 明治34年4月15日。『百年史』史料編I 606頁に掲載。別の資料によれば会員の範囲は「在京」者となっている。『明治法学』第22号 明治34年7月15日80頁。なお、実業会の設立のきっかけの一つとして、明治32年に「各種の業務別に依り、数個の校友名簿を作成した」ことが考えられる。『明治法学』第19号 78頁。

また、実業会設立の1年あまり前の明治32年12月6日には、「校友にして新聞記者と為り、東京各新聞社に在る者、亦尠からず、乃ち其懇親会を催さん」という趣旨の集まりが持たれている。『明治法学』第4号 明治32年12月15日 86頁。

校友実業会は最初の集まりで規約を以下のように決定している。

明治法律学校校友実業会規約

第一条 本会ハ明治法律学校校友ニシテ実業ニ從事スル者ヲ以テ組織ス

第二条 本会ハ会員ノ親交ヲ謀リ併セテ財政及経済上ノ事項ヲ研究スルヲ目的トス

（中略）

第五条 本会ハ毎年二回総会ヲ開ク但会長必要アリト認ムルトキハ臨時之ヲ開クコトヲ得

第六条 本会ノ通知及報告ハ明治法学ニ之ヲ掲載ス

『明治法学』第19号 『百年史』 史料編I 606頁に掲載。

なお、第一条の「実業ニ從事スル者」の解釈に関して、弁護士を含むかどうか議論百出の結果、弁護士の入会も妨げないと決定している。同607頁。

- (39) 前掲大澤論文、『百年史』、『資料集』、『明治法学』第1号、第20号、第28号、第35号、第53号による。この資料は商科設置建議が可決される明治36年までに限定したものである。

なお、第1回の集まりの席上、来賓として参加した名村泰蔵が会長に指名されている。

名村は同校と縁の深いボアソナードの政府による雇用に与かり、後にその刑法、治罪法の編纂を扶けた人物である。大審院検事長、大審院長心得を歴任し退官後貴族院議員に勅選されている。株式会社東京築地活版製造所社長として退官後は実業界にも貢献している（『新撰大人名辞典』 平凡社 昭和17年 648～649頁）。また、名村は、大審院検事長時代の明治20年に同校の名誉校員に推薦されている。『六十年史』 11頁。

- (40) ここで基本金募集委員を東京地区のみ扱ったのは、校友実業会会員が「在京」者であることに基づいて両集団をみる意図からである。

- (41) 『明治法学』 第19号 明治34年4月15日 79頁。

- (42) 天野郁夫『旧制専門学校』 日本経済新聞社 1978年 133頁。

なお、明治35年の『明治法学』誌上に同校講師で同誌主筆の鵜澤總明の「法律と実業との関係」と題する論文が掲載されているが、その書き出しへ、「実業万能主義の今日に於て」となっている。下線筆者。『明治法学』第29号 明治35年2月5日 23頁。

- (43) 『百年史』 史料編I 415～425頁の各年10月1日の職員調より作成。ただし、明治33

年の簿記学は含まれていない。

- (44) 天野前掲『近代日本高等教育研究』178頁。なお、明治35年に神戸高等商業学校が開校するまでは（東京）高等商業学校が唯一の官立高等商業学校であった。
- (45) 『明治法学』第64号 明治36年12月8日 80頁。
- (46) 同 上。
- (47) 翌37年9月に1年半の予科の課程を修了して本科に入学した学生はおよそ700名であった。
『早稲田大学百年史』 第二巻 早稲田大学 1981年 88頁。
- (48) 「明治大学創立趣旨」『明治法学』臨時増刊第56号 明治36年5月29日。『百年史』史料編I 554頁に掲載。
- (49) 「明治大学の主義」（岸本校長演説）『明治法学』第63号 明治36年11月8日。『百年史』史料編I 565頁に掲載。下線は筆者。
- (50) 『明治法学』第22号 明治34年7月15日 119頁。
- (51) 『明治学報』第76号 明治37年9月8日 97頁。
なお、学校の最高議決機関における商科設置の決定までのプロセスについては、資料の関係で今回はふれていない。
- (52) 同 上。
- (53) 前掲『法政大学百年史』 155頁。
- (54) 同上 154頁。なお、高等文官試験合格者58名のうち39名は帝国大学卒業者であった。
Spaulding, R. M., Imperial Japan's Higher Civil Service Examinations, 1967, pp.346~7.
天野前掲『近代日本高等教育研究』198頁に掲載。明治33年7月の時点での明治法律学校本科の在学生総数は1,650人である。また、明治36年の在学生総数は1,798人で、同校の判・検事試験応試者341人、合格者41人、弁護士試験応試者212人、合格者12人であった（応試者数、合格者数には校友も含む）。『明治法学』第56号、第64号、第66号による。
- (55) 天野前掲『近代日本高等教育研究』222~223頁。
- (56) 同 上 168頁。

Changes of Private Higher Learning Institutions in ‘The Era of Business’

– A case study on establishment of faculty of commerce of a ‘university’ –

Osami SAKANE

Summary

In Meiji 36(1903), ‘Senmongakkō Rei’ was promulgated and most of the representative private higher learning institutions were authorized as ‘Senmongakkō’ within a year. Although it was not until the promulgation of ‘Daigaku Rei’ in Taisyō 7(1918) that these institutions were authorized as ‘Daigaku’, most of them used the title of ‘Daigaku’ when they were authorized as ‘Senmongakkō’. And most of them established faculties of commerce almost at the same time with this authorization. Those days, for them, were the period of changes toward the authorization as ‘Daigaku’.

The aim of this paper is to analyse these changing processes by focusing on Meiji Hōritsu Gakkō (later Meiji Daigaku). Following points are made clear.

In Meiji 30's, backed by the rapid increase of graduates from secondary education and the coming of ‘The Era of Business’ and the difficulty in passing the examinations for law professions, demand for commercial education as ‘the adaptive knowledge’ for ‘The Era of Business’ was increasing. In these circumstances, Meiji Daigaku which was intensifying the character of an enterprise could establish the faculty of commerce by incorporating the alumni into its administrative structure on the one hand, and on the other hand by getting the active help from the professors of Tōkyō Kōtō Syōgyō Gakkō (later Tōkyō Syōka Daigaku) who were aiming to raise their own institution to the status of ‘Daigaku’. In these processes, the movements of ‘Kōyū Jitsugyōkai (the alumni business club)’ especially played an important role.